

柏 崎 市
一般廃棄物（生活排水）処理基本計画

平成23（2011）年3月

（令和3（2021）年3月改訂）

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の概要	1
第2章 生活排水処理の現況	2
1 生活排水の排出状況	2
2 生活排水処理体系	3
3 し尿・浄化槽汚泥処理の現況	4
4 生活排水の処理主体	5
第3章 生活排水処理基本計画	6
1 生活排水処理に係る理念及び目標	6
2 生活排水処理の基本方針	6
3 計画目標年次	7
4 目標達成のための役割	7
5 目標達成のための方策	8
6 市民への広報啓発活動	9
7 生活排水処理施設整備計画	9

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市の下水道は、昭和46（1971）年度から公共下水道事業に着手し、昭和58（1983）年度から農業集落排水施設の整備を進めてきました。そして、公共下水道事業が平成18（2006）年度に、農業集落排水施設の整備は平成21（2009）年度に終了し、面的整備は全て完了しました。

本計画は、この面的整備の完了を受け、今後の本市における生活排水処理の基本的な方向性を定めるため、新たに策定するものです。

2 計画の概要

本計画は廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、総合的視点に立って、下水道及び農業集落排水、その他関係事業等と整合を図り、生活排水処理の推進を図るための基本方針を定めるものです。図1に計画の位置づけを示します。

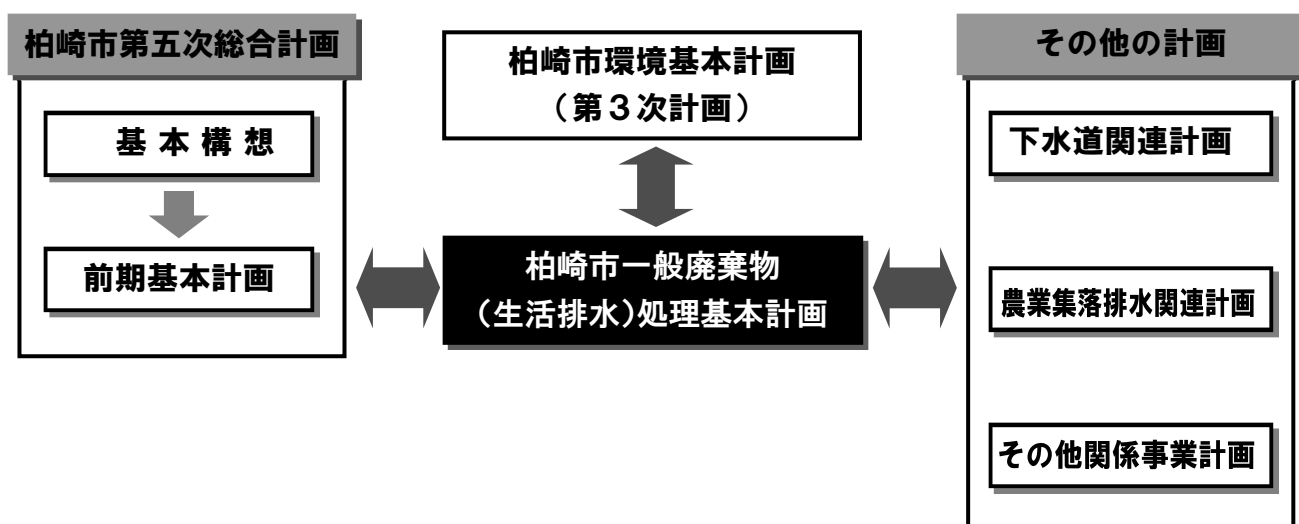


図1 計画の位置づけ

第2章 生活排水処理の現況

1 生活排水の排出状況

生活排水は、し尿（浄化槽汚泥を含む）と生活雑排水の2つに大別されます。し尿は公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿処理施設において全量処理されています。生活雑排水については、単独処理浄化槽設置世帯やし尿汲み取り世帯を除き、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽により処理されています。

処理された水は、公共用水域（河川）へと流れ込みますが、鯖石川・鶴川水系本流の7地点で水質汚濁状況を測定しています。結果として、全ての地点で水質汚濁の指標となる生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準をクリアしています。

本市のし尿及び生活雑排水の処理形態状況は、表1のとおりであります。公共下水道、農業集落排水施設の整備完了や合併処理浄化槽の普及などにより、単独処理浄化槽人口、し尿汲み取り人口は年々減少しています。

表1 生活排水の処理形態別人口の状況

区分	単位	H27 (2015)	H29 (2017)	R元 (2019)
行政区域内人口（年度末）	人	86,813	84,671	82,284
生活雑排水処理人口	人	85,193 (98.1%)	83,248 (98.3%)	81,092 (98.6%)
		新潟県 (85.9%)	新潟県 (87.2%)	新潟県 (88.3%)
公共下水道人口	人	60,387 (69.6%)	59,571 (70.3%)	62,223 (75.6%)
農業集落排水施設人口	人	19,048 (21.9%)	18,173 (21.5%)	13,662 (16.6%)
合併処理浄化槽人口	人	5,758 (6.6%)	5,504 (6.5%)	5,207 (6.4%)
生活雑排水未処理人口	人	1,620 (1.9%)	1,423 (1.7%)	1,192 (1.4%)
単独処理浄化槽人口	人	1,079 (1.3%)	948 (1.1%)	794 (0.9%)
し尿汲み取り人口	人	541 (0.6%)	475 (0.6%)	398 (0.5%)

*一般廃棄物処理実態報告書による。

2 生活排水処理体系

本市の生活排水処理体系は図2に示すとおりです。

生活排水とは、し尿及び生活雑排水の総称であり、このうち生活雑排水とは炊事、洗濯、入浴等の日常生活に伴って発生する汚水のことです。

し尿の処理は公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び市のし尿処理場で行っており、生活雑排水の処理は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽で行っています。

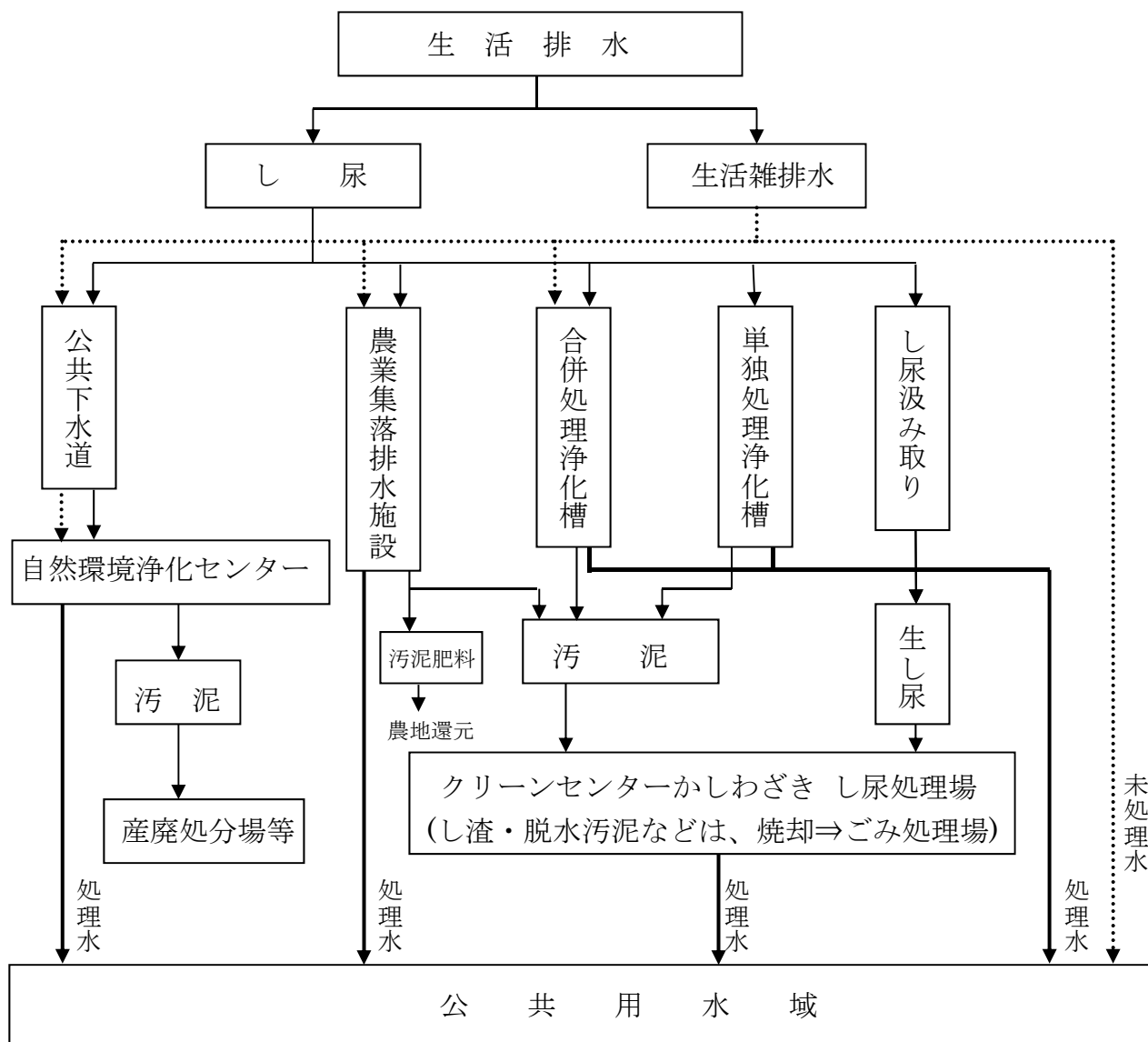


図2 生活排水処理体系

3 し尿・浄化槽汚泥処理の現況

し尿の収集運搬は、市が実施し、浄化槽汚泥の収集運搬は、浄化槽法及び廃棄物処理法に基づく許可業者が実施しています。

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理施設については、表2のとおりです。

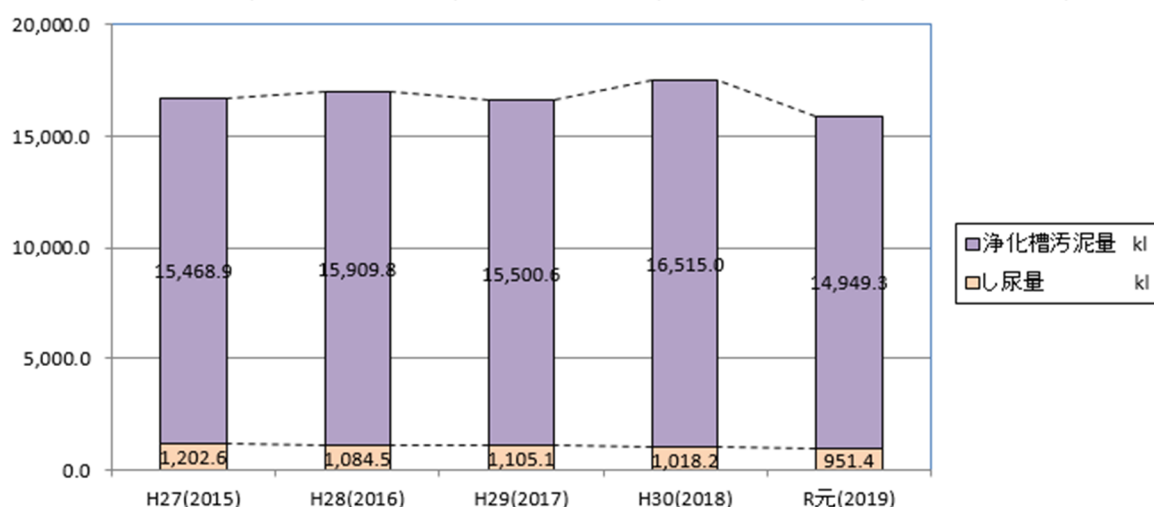
表2 施設の概要

名 称	クリーンセンターかしわざき し尿処理場
所 在 地	柏崎市松波四丁目13番13号
処 理 能 力	85kl/日（し尿：28kl/日＋浄化槽汚泥：42kl/日＋農業集落排水汚泥：15kl/日）
処 理 方 式	標準脱窒素処理方式＋高度処理 （凝集沈殿＋オゾン＋砂ろ過＋活性炭吸着）
竣 工	平成8（1996）年3月

し尿・浄化槽汚泥の発生量の実績は、以下（表3）に示すとおりです。

表3 し尿・浄化槽汚泥発生量の実績

		H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R元(2019)
し 尿 量	kl	1,202.6	1,084.5	1,105.1	1,018.2	951.4
浄化槽汚泥量	kl	15,468.9	15,909.8	15,500.6	16,515.0	14,949.3
合 計	kl	16,671.5	16,994.3	16,605.7	17,533.2	15,900.7



4 生活排水の処理主体

本市における生活排水処理主体は、表4のとおりです。

表4 生活排水処理主体

区 分	処理対象となる生活排水の種類	処 理 主 体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	柏 崎 市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	柏 崎 市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個 人 等
単独処理浄化槽	し 尿	個 人 等
し尿処理施設	し尿及び汚泥	柏 崎 市

第3章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理に係る理念及び目標

水環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で生活排水対策は重要な課題となっている昨今、本市でも社会的に生活排水対策の必要性と緊急性があるという観点から、公共下水道事業及び農業集落排水施設の整備といったハード面を強力に推進し、平成21（2009）年度で全ての事業が完了となりました。

一方、公共下水道や農業集落排水施設の整備区域以外の地域に対しては、合併処理浄化槽設置者に対する補助制度を創設し、その間、補助額を引き上げるなどソフト面においてもきめ細かな対策を講じ、合併処理浄化槽の普及に努めてまいりました。

その成果として、平成2（1990）年度は生活雑排水処理率が39.1%でしたが、平成11（1999）年度には74.4%、平成21（2009）年度には96.8%、令和元（2019）年度には98.6%と県内20市の中ではトップクラスの処理率となっています。

本市では今後も、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、生活雑排水処理率を100%に近づけるため、地域住民の理解と協力の基に、清らかで安全な水環境を得ることを目標とします。

2 生活排水処理の基本方針

達成のための基本方針を以下のとおりとします。

- 方針1 公共下水道又は農業集落排水施設が整備されたことから、将来にわたりその機能を維持するため、老朽化した管渠の更新や適切な施設の維持管理を推進します。
- 方針2 公共下水道又は農業集落排水施設が整備された区域内においては、全ての対象世帯が接続するよう、適切な指導・啓発を行います。
- 方針3 公共下水道や農業集落排水施設の整備区域以外の地域に在住する、汲み取りや単独処理浄化槽の利用世帯に対して、合併処理浄化槽への早期転換を進めるため、普及啓発を行います。

3 計画目標年次

計画目標年次は、平成23（2011）年度から令和7（2025）年度までの15年間とし、5年ごとに見直しを検討します。

なお、生活雑排水処理率100%という計画目標の前提となる、諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行うものとします。また、必要に応じて中間目標年次を別途設定します。

4 目標達成のための役割

(1) 市民の役割

市民一人一人が、生活排水を排出する当事者であることを認識し、水環境保全の中心的役割を担っていく必要があります。

特に、し尿汲み取り世帯及び単独処理浄化槽世帯では、生活雑排水を衛生的に処理するように、地域の生活排水処理施設の状況に合わせ、公共下水道・農業集落排水施設への早期接続や合併処理浄化槽への転換が求められます。

(2) 事業者の役割

事業活動に伴って発生する油脂類、薬剤、その他の水質汚濁物質については、公共用水域の水質汚濁防止のため、適正な排水処理施設を設置・整備するとともに、事務所等からの生活排水についても適正な処理をすることが必要です。

(3) 本市の役割

本市では、し尿・浄化槽汚泥を将来的にも安全かつ経済的に適正に処理することを図っていきます。

また、生活雑排水未処理世帯に対し、適切な指導や啓発活動、補助制度等の周知を図っていくものとします。

5 目標達成のための方策

本市では、目標の達成へ向けて次のような方策を推進します。

I 公共下水道整備区域における方策

整備が終了していることから、老朽化した汚水管渠、処理場、ポンプ場施設の計画的な改築更新、施設の耐震化を実施します。

また、公共下水道整備区域内において、汲み取り又は単独処理浄化槽を利用している事業所・個人世帯に対して早急に下水道へ接続するように指導してまいります。

II 農業集落排水施設整備区域における方策

整備が終了していることから、老朽化した汚水管渠、処理場の計画的な改築更新を実施します。

また、農業集落排水施設整備区域において、汲み取り又は単独処理浄化槽を利用している事業所・個人世帯に対して早急に農業集落排水施設へ接続するように指導してまいります。

III 合併処理浄化槽における方策

公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外において、汲み取り又は単独処理浄化槽を利用している事業所・個人世帯に対しては、合併処理浄化槽の設置を促進していくものとし、あわせて、合併処理浄化槽を設置する際の補助制度について周知を図ります。

また、既に浄化槽を使用している事業所・個人世帯に対し、浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び法定検査の実施について、周知徹底を図ってまいります。

IV し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬における方策

し尿及び浄化槽汚泥については、収集・運搬体制が構築されています。今後は、下水道等の整備に伴いごくわずかではありますが、年々減少していくものと予測されますが、更に効率的な収集・運搬が行えるよう検討してまいります。

6 市民への広報啓発活動

本市では、以下の方法により市民啓発に努めます。

◆ 公共下水道及び農業集落排水施設整備区域の未接続者に対して

市で、定期的に未接続者（汲み取り世帯・単独処理浄化槽世帯）宅へ直接訪問を行ったり、また、文書等により接続のお願いを実施してまいります。

◆ 公共下水道及び農業集落排水施設整備区域外の汲み取り世帯・単独処理浄化槽世帯に対して

合併処理浄化槽の処理方式や利点、設置に対する補助金制度などを広報・ホームページ、啓発用のチラシによって周知し、合併処理浄化槽の設置・切り替えの普及を図ってまいります。

具体的には、汲み取り世帯へは、市で直接訪問をして啓発用のチラシを配布します。

また、単独処理浄化槽世帯に対しては、保守点検業者から協力をしていただき、保守点検業務で訪問をした際、合併処理浄化槽に切り替えのPR活動をいたします。

7 生活排水処理施設整備計画

1 下水道整備計画

平成18（2006）年度で面的整備は完了したことから、公共下水道施設の機能を維持するため、長寿命化計画・ストックマネジメント計画を策定し、その計画に基づいて改築更新及び耐震化事業を進めてまいります。

2 農業集落排水施設整備計画

平成21（2009）年度で面的整備は完了したことから、今後は処理施設の機能強化対策事業や機能診断を実施しながら最適整備構想を策定し、その構想に基づいて事業を進めてまいります。

3 合併処理浄化槽整備計画

公共下水道や農業集落排水施設の整備区域以外の地域に在住する、汲み取りや単独処理浄化槽の利用世帯に対して、合併処理浄化槽への早期転換を進めるため、今後も補助制度（個人設置型）の周知を図ってまいります。

4 し尿処理場整備計画

老朽化したし尿処理場の整備について、あらゆる可能性を検討、評価した結果、最も合理的かつ経済的な整備方針として、自然環境浄化センター敷地内にし尿投入施設を建設し、し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥を下水道処理する方針を決定しました。令和7（2025）年度の稼働を計画しています。

柏崎市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画

平成23（2011）年3月
（令和3（2021）年3月改訂）

編集・発行

（浄化槽・し尿施設関係）	柏崎市市民生活部環境課	TEL0257-23-5170
（公共下水道・農業集落排水関係）	柏崎市上下水道局経営企画課	TEL0257-22-4111